

○ 第 17 回定例総会（書面審議）表決書集計

第 17 回年次大会をハイブリッド開催としたが、同時併催の総会については会員出席数による成立確認ならびに審議案に対する質疑及び表決集計の点から会則第二〇条第 11 項により総会を書面審議で実施した。書面審議期間は会則に基づき 10 月 21 日から 11 月 19 日の 1 か月間とし、会員からの表決書返送の賛否を集計した。

会員からの表決書返送数：49 ＊会員送付数：279（法人含む）

各議案に対する表決数

（1）第 1 号議案 『2024 年度事業報告及び収支決算並びに監査報告について』

賛 成：49

反 対：0

返送 1/2 以上の賛成により承認

（2）第 2 号議案 『2025 年度事業計画及び予算について』

賛 成：49

反 対：0

返送 1/2 以上の賛成により承認

○ 第 35 回定例理事会で副会長交代の人事が承認されました

12 月 6 日に開催された第 35 回理事会において、牧野光琢副会長の退任（理事、学術委員長は継続です）と升本順夫理事の副会長就任（事務局長は継続）が承認されました。

なお、升本副会長の任期は 2026 年 12 月開催予定の年次総会までです。

○ 学生小論文表彰 3 編、全文掲載

今年度の「学生小論文」募集には 6 編の応募があり、その中から厳正な審査の結果、最優秀賞 1 編、優秀賞 1 編及び奨励賞 1 編の表彰が決定しました。以下に全文を掲載します。

最優秀賞 「真に総合的な海洋政策の立案に向けて

—包括的な海管理と利用のための空間計画の推進—

平井 伶磨・東京大学大学院

1. 海洋の保全と開発の現状—保全の進展と海面・海底開発の急進

海洋政策は環境保全と海洋開発のバランスの総体といえる。わが国における目下の海洋政策は、保全と開発がバラバラに進んでいるように思われる。保全政策については、環境省が「30by30」の達成に向けて、陸水域と沿岸・海域を 30%保全地域に指定すべく急速に指定地域を拡大させている¹。特に陸域については 2021 年から 2030 年までに約 1.5 倍の地域指定が目標値であり、OECD 制度など施策が取られる一方で、沿岸・海域については同じ 9 年間で 2.5 倍の地域指定が必要であり、急進的な地域指定が生じる可能性がある²。海面の利用・開発については、主に国交省と経産省が洋上風力発電の促進に係る海域指定を推し進めている³。特に 2025 年の再エネ海域利用法の改正により、EEZ における海域指定が可能になった⁴。海底の利用・開発については主に経産省が延長大陸棚を含む海底資源の開発を進めている⁵。この点については 2024 年、小笠原諸島周辺に日本の国土面積の約 8 割にわたる大陸棚の延長が行われた⁶。

このように我が国の海洋政策は急激に変化しており、海の保全と開発には省庁横断性の

みならず、地方公共団体の横断性、事業者や漁業者などのステークホルダー（以下、SH）が非常に多い点で合意形成が難しいのである。

2. 包括的な海洋保全開発のための空間計画・管理の必要性

このように海洋政策の現況に照らすと、省庁横断的な政策性とSHの多様性を踏まえた、国策としての一体的な海洋政策の必要性が浮かび上がる。そのためには包括的な海洋情報の収集と公表、マクロな政策調整と推進が必須であろう。前者については内閣府総合海洋政策推進事務局（以下、海事務局）が「海しる」による分野横断的な海洋情報の公開を行っている。後者についても海事務局が総合調整を行うとされるが、前節で述べた急激に進む海洋保全と海面・海底利用を包括的に捉えてはいない。つまり、例えば海面利用の局面が取沙汰された場合は、その都度、当該地域の海面利用と保全を総合調整するものの、他の側面を一体とした視点で調整は行っていない。つまり、急進する保全と開発、又は海面利用・開発と海底利用・開発の衝突が生じる可能性があるのだ。なお、既に領域指定が重層的に行われている実態があり⁷、今般の事情はさらに衝突が生じる可能性を高めていると言える。

このような政策調整の課題と衝突の可能性を問題提起する理由には、保全にせよ開発にせよ、非常にタイムスケールが長いということがある。まずは海洋保護区の指定を受けた場合、環境保全法による開発等の規制を恒久的に受ける。なお、海洋保護区の指定は30by30の達成のために広大な沖合域に目が向けられるため、将来的に洋上における開発との衝突が懸念される（全沿岸域を保護区に指定した場合でも、沖合域と合わせた面積の15%にも届かない）⁸。続いて再エネ海域利用法による海面利用の場合、選定された事業者は30年間の海面占有権を得ることができる。31年前に人類初めての国際的な海洋条約が生まれたことに鑑みると、いかに30年間で法的、政治的、科学技術的な変化に富むのか分かる。また、鉱業法における鉱業権の設定は一部の特定鉱物を除くと、先願制の届出制であり、議論はあるものの、同法が明示的に環境保全に関する義務を規定していない⁹。

このように領域指定の効果の長期性と重大性に照らすと、包括的な視点に基づいた保全と開発の海洋領域政策、つまり海洋空間計画が必要であるか理解できる。

3. 先進的な海洋空間計画（ゾーニング）の事例——長崎県西海市

ここで非常に早い時期に包括的なゾーニングを行った西海市の事例を参照したい。西海市は2016、17年度に環境省の「風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討モデル事業」に選定され、2018年にゾーニングをいち早く行った¹⁰。その後、2019年の再エネ海域利用法の施行を経て、20年に同制度の有望区域、22年に促進区域に指定、29年の運転開始が決まった¹¹。

このゾーニングの成立と、洋上風力発電の実現には以下の要点があると考ええる。1つ目は国の制度や取組を活用しつつ保全と開発を両立し、再エネ促進のためにゾーニングを促進したことである。2つ目は具体的な洋上風力発電事業の取組が行われる前から、SHに働きかけてゾーニングに関する取組を行っていた点が挙げられる。

1つ目については、この事例では環境省の事業を契機にゾーニングが始まった。ゾーニングに際してはSHとの協議の他に、非常に広範な環境調査が必要で、その予算やイニシ

アティヴを自身で行うには限界があった可能性が高い。直接的なゾーニングに対する政府の施策の利用にとどまらず、まち・ひと・しごと総合戦略や、環境実践モデル都市といった政策もフルに活用したことが挙げられる¹²。このように、ゾーニングやその利活用において国の制度を活用することは、ゾーニングの策定に有意なことが分かる。

2つ目については、再エネ海域利用法における案件形成と合意形成過程とは対照的に、具体的な事業形成が始まる前に合意形成を行った点がスムーズな洋上風力発電の実施に繋がると考える。再エネ海域利用法における合意形成過程では、事業形成と同時に SH との合意形成が行われる。そのため、SH としても事業ありきの協議が行われるため、その協議が近視眼的もしくは個別具体的になり、中長期的な海洋利用の視点を持った冷静な協議が行われにくい。その反面、事業形成が生じる以前に案件形成を行った本事例では、具体的な洋上風力事業を想定していないからこそ、それぞれの SH の利益の調整がスムーズかつ冷静に行うことができた。実際に 2018 年の計画策定後には、SH から反対意見や要望が出されることはなかった¹³。

4. 包括的な海洋空間計画の立案に向けて

以上の現況と議論に鑑みると、海面及び海底の利用と海洋保全を包括的に捉える利用計画が必要であることが分かる。また、その計画は、具体的な事業構想が生じる前に行うことが、長期的な海や人の営みへの影響に対して客観的合理的でより適切な合意形成を導くことが伺える。

では、どのように包括的な海洋空間計画を策定するべきであろうか。西海市の事例を見れば、国の制度を上手く用いて領域を絞った形で基礎自治体レベルの計画策定がなされた。このようにその地域の SH をはじめ、基礎的な情報に精通している基礎自治体レベルにおいて、保全や開発をはじめめる前段階として包括的な海洋空間計画を策定することを推進すべきと考える。この点は、例えば海面利用において、有望な区域に指定されると合意を取り消す手続きが明確に無いように、極めて矮小化された合意形成からの脱却の試みとも言える。また、基礎自治体レベルの計画が、質の高い海洋利用に繋がりを示唆する。その意義を確認し、ボトムアップの空間計画の積み重ねが、将来的に全国規模での海洋空間計画策定への後押しとなるに違いない。

その上で改めて包括的な海洋空間計画の事前策定を積み重ねることは、これまで個別政策に委ねられていた海の管理と利用を、誰がどう行うかについて総合的な議論を喚起することができるため非常に有益であると考ええる。このような状態こそが真に総合的な海洋政策の姿であると筆者は確信する。

引用文献（HP については全て 2025 年 9 月 30 日最終確認）

1) 環境省（2022）「30by30 基本コンセプト」

<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/documents/30by30BasicConcept.pdf>

2) 同上

3) 経産省（2025）「再エネ海域利用法に基づく促進区域を指定しました」

<https://www.meti.go.jp/press/2025/07/20250730001/20250730001.html>

国土交通省（2025）「再エネ海域利用法に基づく促進区域を指定しました」

https://www.mlit.go.jp/report/press/port01_hh_000306.html

4) 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五十九号）

5) 経産省（2024）「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」

6) 排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第二条第二号の海域を定める政令の一部を改正する政令（令和六年政令第二百三十号）

7) 天野翔次郎・牧野光琢（2025）「沿岸域の重要海域における保全・利用状況の評価と有効な保全施策の検討:瀬戸内海の事例」 5 頁

8) 環境省（2021）「海域の生ける OECM について」 4 頁

<https://www.env.go.jp/content/900489164.pdf>

9) 内閣府 SIP（2018）「海洋環境の保全に配慮した海底資源開発に向けて」 20-33 頁

10) 西海市（2019）「風力発電等に係るゾーニング計画を作成しました！」

<https://www.city.saikai.nagasaki.jp/shisei/shinoseisaku/3/11/10/2857.html>

11) 西海市（2023）「西海市江島沖の洋上風力発電事業者の選定について」

<https://www.city.saikai.nagasaki.jp/shisei/shinoseisaku/3/11/10/11100.html>

12) 西海市（2018）「西海市風力発電等に係るゾーニング計画 計画書」 2 頁

13) 西海市新産業推進課へのインタビュー（2025 年 9 月 29 日）

優秀賞 「Joint Effort on Maritime Domain Awareness (MDA) for Developing Resilience, Fairness, and Sustainability in Fisheries in Indo-Pacific Ocean」

戸部 遥太・名古屋大学大学院

For many Asian countries, sea lane still serves as one of the most important transportations as they have been relying on sea transportation for centuries from periods of traditional methods of fishing and trade. In the Fourth Basic Plan on Ocean Policy of Japan, Maritime Domain Awareness (MDA) is a key pillar of Japanese ocean policy, in tackling Illicit, Unreported and Unregulated (IUU) fisheries. As Japanese archipelago is surrounded by sea and having 6th largest Economic Exclusive Zone (EEZ), it is Japanese responsibility to take an initiative in MDA proliferation and betterment in long-term perspective in Asia-Pacific Ocean territory where states need sophisticated management system for a fair and sustainable usage of the regional commons and a mechanism of governing the commons utilising data gained from MDA.

In this paper, a proposal to set-up Japanese government's dual mandate to address crimes and illegal activities in short-term and to secure a ground to assure sustainable use of resource in long-term cycle, which is administrated by central and local governmental offices, is going to be elaborated and examined. This paper proposes to utilise institutional resources available on national and prefectural level, such as cooperations of different sectors and organisations including coast guards, Japan Aerospace Exploration Agency (JAXA), governmental offices, courts, and municipalities to form a network and operate under necessary cooperation. In addition, despite that usually a package of domestic policies regarding ocean resource management is not transferrable to other countries, this paper shows possibility of stronger knowledge-sharing mechanism of IT and AI utilisation and IUU mitigation by utilising regional networks and international networks such as